

外務省記録に見る「樺太残留者帰還請求訴訟」

城 渚紗

1. はじめに

本稿は、「樺太残留者帰還請求訴訟」(以下、帰還請求訴訟と略記する)について外交史料館に保管されている外務省側の資料を中心に活用し、外務省の対応とその原因を明らかにすることで先行研究に新たな知見を加えようとする試みである。日本がサハリンの北緯 50 度以南を「樺太」または「南樺太」として統治していた時代、多くの邦人がここで生活していたが、従来からこの地に住む北方少数民族に加えて、数多くの朝鮮半島出身者もまた居住していた。戦前・戦時中からこの地に住まう朝鮮人の多くは、朝鮮半島南部にルーツを有していた(朴 1990, 9, 29; 大沼 1992, 78)⁽¹⁾。こうした人々の存在は、労働力不足を補おうとする日本側の政策や経済的要因などが背景にあったことがすでに先行研究で指摘されている⁽²⁾。しかしながら、戦後、多くの邦人に一応は「引揚」の機会が訪れたのとは対照的に、戦前・戦時中からの朝鮮人居住者とその家族は、ソビエト連邦統治下のサハリンに取り残された。日ソ国交回復を機に、主に邦人女性と婚姻関係にある朝鮮人男性とその子女に「日本」への「引揚」が認められたが、邦人と家族関係にない場合、彼らは基本的に日本への「入国」は認められなかった⁽³⁾。このため、後期集団引揚の時期に行われた 1957 年から 1959 年にかけての朝鮮人家族を伴う邦人の集団帰国では、偽装結婚による「不法入国」が問題視されていたことが明らかにされている(中山 2019, 205-211)⁽⁴⁾。

この集団帰国船で、事実上の「日本への」引揚を経験した朴魯学^{パク・ノハク}、李義八^{イ・フイバル}、沈桂燮等^{シム・グソプ}を中心に、1958 年 2 月 6 日に樺太抑留帰還者同盟本部が設立された(大沼 1992, 46-48)⁽⁵⁾。朴魯学らのグループは、日本に到着して間もなくして帰還運動を開始したが、運動メンバーの多くが日雇いや生活保護で生計を立てている状態であり、その活動は難航していた(新井 2016 [1998], 150; 大沼 1992, 58-60)。しかし、途中息切れする時期もあったものの地道な活動は続けられ、市民活動家らとの出会いをきっかけに運動は大きな転換期を迎えた。1975 年には「被告国は、原告らを本邦に帰還させること」並びに「訴訟費用は被告の負担とする」こと⁽⁶⁾を請求の趣旨とし、樺太残留者帰還請求訴訟が起こされたのである。

本稿では、外交史料館に保存されていた資料を中心に活用するが、帰還請求訴訟に関する資料を整理したファイルは、1980 年代初頭までのものが中心であった。これは、80 年代に入ってしばらくすると、帰還に向けて取組まれた活動の力点が、徐々に裁判よりも政治的な働きかけに置かれるようになったこととも関係するものと考えられる⁽⁷⁾。帰還請求訴訟は、1975 年に始まった後、1989 年まで続く長い訴訟となった。当初はマスコミにも取り上げられていたが、訴訟が長期化するにつれ、徐々にこの問題は忘れ去られるようになる。また遅々として事態が進展しなかったことで帰還運動に携わってきた人々と弁護団との間

に齟齬が生じるようにもなっていく (大沼 1992, 144-146)。その後、停滞した状況を打開するために、原告側の弁護を担当していた高木健一や国際法学者の大沼保昭らが中心となって政治への働きかけをより熱心に行うようになったことと、時勢によってソ連の態度が軟化したことで状況は一変した。具体的には、80年代後半から離散家族の一時再開が日本で始まり、その後、韓ソの接近を背景に韓国への一時帰国ないし永住帰国が実現した。帰還請求訴訟の原告はサハリン残留を余儀なくされた4名の朝鮮人住民であったが、このうち3名は高齢のため死去し、1名は韓国への永住帰国を選択した (大沼 1992, 205)。すでに希望者の帰国は現実のものとなっており、なおかつ原告が存在しないという状況になったため、訴えの取下げという形でこの訴訟は幕を閉じた (同上)。

本稿で取り扱う帰還請求訴訟は、その経緯や長期化した原因については、すでに日本での帰還運動当事者や支援者が明らかにしているものの、いずれも回顧、振り返りという性質が強いため、資料による裏付け、再検討を行う余地がある。ただし、今回利用した外務省保存のファイルは1970年代から1980年代初めまでに記述が集中し、これ以降の時期については現時点でまとまった資料群がみつかっていない。資料上の制限と上記の経緯を鑑み、本稿では、帰国が非常に困難で、なおかつ裁判の注目度も高かった1980年代初頭までを中心とする。

2. 先行研究

帰還請求訴訟に関する先行研究として、まず、大沼 (1992) が挙げられるだろう。大沼保昭自身が裁判に大きく関わった支援者であった。彼はこの問題について米国側の史料や聞き取りを踏まえ、経緯を通史的にまとめ、国籍に関する日本政府のダブル・スタンダードを指摘した。また、国際政治上の影響についても触れ、ソ連が北朝鮮からの反発を危惧していたことや、ソ連からのユダヤ人出国問題、韓国側の反ソ・反共的な態度、日韓間での交渉の難航により帰還実現が遠ざかったことについて当時を回顧する形で指摘している。この時期はまだ資料公開が進んでいなかったこともあり、裁判が難航した背景についての分析は、自身の経験とその段階で公開されていた情報に基づいた記述が主である。

また、帰還請求訴訟を直接取り扱ったものではないが、資料を理解するために中山 (2019) の研究を主要参考文献として参照した。中山はサハリン残留日本人に主眼をおいている。彼は、サハリンという言葉は「境界地域」に残留した日本人の歴史的経緯を概括、整理し、さらに残留者への豊富なインタビューに基づき、個々の事例からその実態を明らかにしている。加えて、サハリン残留日本人について述べる際に、別の問題として語ることはできない残留朝鮮人についても丁寧にその経緯や背景、残留者ごとの個別の事例を読み解いている。綿密なインタビューと一次資料調査に基づき、移動が行われた時期と実行されなかった時期について、国際情勢の影響と朝鮮人を含めたサハリン残留者のライフ・ヒストリーを踏まえてその実情が明らかにされている。

なお、玄 (2013) は 20 世紀に生じた各地の在外コリアンとそのコミュニティの変容の事例を取り上げている。ここでは「ネットワーク」という視点から、「本国」と各地に形成されたコミュニティについて整理・分析が行われ、その越境性やコミュニティと本国との多層的な関係性が明らかにされている。玄はこの中で、帰還運動や帰還請求訴訟が行われていた時代の韓国メディアとサハリン「同胞」とのネットワークの形成過程、そしてネットワークがもたらした影響についても丁寧に繙いている。本稿で使用した外交史料館所蔵の記録では、日本政府が韓国の報道を危惧する記述が度々見られ、この意味を理解するために本資料を主要な参考文献として参照した。

加えて玄 (2012) は、サハリンへの残留を余儀なくされていた朝鮮人について、1950 年代から 70 年代にかけての日韓間の交渉についても分析を行っている。日韓の外交資料を活用した分析では、これらの資料によって大沼をはじめ関係者の証言を改めて裏付けるとともに、帰還請求訴訟時点における日韓には、道義的・政治的・法的責任が欠落していたことを指摘している。

ただし、いずれも帰還請求訴訟そのものに対象を絞って被告側の資料を整理しているわけではないため、これまで運動や訴訟関係者、当事者らによって言及されてきた訴訟難航の理由について、一次資料やそれに準ずるものを改めて確認・検証することで、従来の帰還請求訴訟に関する先行研究を補完できるものと考えられる。

3. 国籍と責任の所在

帰還請求訴訟において「本邦に帰国することのできる地位にあることを確認する」よう求めた原告側に対し⁶⁾、「被告国」の立場から繰り返し主張されたのが、サンフランシスコ平和条約によりサハリン在留「朝鮮人」は日本国籍を「喪失」しているため、日本国政府は保護する権利も義務も有していないという主張である。なお、「本邦に帰国」とは、もちろん現在の日本への帰国という意味であるが、ここでは「本邦」という語彙があえて使用されている。これは、サハリンの朝鮮人が「日本臣民」として、「日本の領土」であった朝鮮半島から内地を経て、やはり「日本の領土」であった樺太へ強制連行されたために存在することが前提にある (高木 1992, 78)。

外務省が裁判に関する記録や資料をまとめた『韓国関連領事事務 (在サハリン「韓国人」帰還請求訴訟)』(管理番号 2010-4095) では、関係部門との電信や裁判記録、準備書面の草稿にいたるまで、被告国としてのこの主張が数年にわたって何度も確認できる。

(1) 「国籍」の喪失と回復

原告らは、「原告らが被告国との関係で本邦に帰国することのできる地位にあることを確認する」よう請求したが⁹⁾、これは以下を理由に主張された。

帰還請求訴訟で重要な意味を持つサンフランシスコ平和条約第二条 (a) 項では、「日本

国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と定められている⁽¹⁰⁾。よって国は、条約が発効した1952年4月をもって、朝鮮人の日本国籍は喪失されたことを前提に訴訟に臨んでいた⁽¹¹⁾。これに対して、原告側は、日本国籍の「喪失効果が導き出される」のは、「祖国籍回復をもたらす場合」とし、日本の権利放棄と祖国籍回復、即ち原告らが祖国籍とみなしていた韓国籍の回復がセットになっていなければ、国の主張を認めることはできないという旨を述べている⁽¹²⁾。祖国籍の回復が成立しえない状況下での権利放棄によって、サハリンに残留を余儀なくされた朝鮮人から日本国籍の機能がすべて失われるとすることに異議を唱えたのである。

事実、これらの人々は平和条約の発効後に特定の国の国籍が回復されたわけでも、新たに付与されたわけでもなく、多くの残留者の出身地や故郷がある韓国の国籍を認められることもなく、「棄民と化した」状態にあった⁽¹³⁾。サハリンの朝鮮人は主に、役人として中央アジアから派遣されたソ連籍のグループ、戦後派遣労働者としてサハリンに渡った北朝鮮籍のグループ、残留者の3種類に大きく分かれていたが、残留者が生活状態の改善や将来を考えてソ連・北朝鮮籍を取得するのは珍しいことではなかった⁽¹⁴⁾。残留者がソ連市民権も北朝鮮の公民権も取得しない、即ち国籍を取得しなかった場合、移動の自由や進学の実機等が著しく制限された無国籍者の立場に置かれることになる。無論、ソ連と国交もなく、反共を是とする韓国の国籍を取得することは不可能であった。

また、残留者の多くは日本の政策により労働者としてサハリンへ渡航した人々であるが、日本側が契約をまもらずに帰還を妨げたり、警察や役場に圧力をかけて渡航せざるを得ない状況にするなど、法令上の違いはあれども事実上の強制連行であるという視点から、「帰れないのは、原告らの責任でも韓国の責任でもなく、すべて日本国が責を負うべきところである」とした⁽¹⁵⁾。

つまるところ、朝鮮人労働者がサハリンへ渡航した理由とは日本の政策によるもので、問題の根本的な原因は原状回復を行おうとしない日本にあり、なおかつ、「祖国籍」を回復し得ない状況下での一方的な日本国籍の喪失を強いたことは「平和条約の精神に反する」⁽¹⁶⁾というのが帰還請求訴訟における原告の請求の根拠であったと換言できよう。

(2) 国籍と日本人の枠組み

帰還請求訴訟は判決を見ないまま半ばなし崩し的に1989年に取り下げられるが、裁判初期にあたる1976年、外務省アジア局から法務大臣官房訟務部長及び東京法務局長に宛てた公信には、訴訟に関する確認事項について外務省が管轄及び認知している範囲で、両者からの問い合わせに対する回答が綴られていた。また、本訴訟は国が当事者となる訴訟であったため、本稿で取り扱う外務省のファイルには訟務部に宛てられた公信が散見される。そこには、以下の[資料1]のような記述がある。なお、ここで述べられている、引揚が

連合軍最高司令部覚書及び対日理事ソ連代表と連合軍最高司令官代表との間の協定に基づき行われたという箇所も、裁判では一貫して主張された。

〔資料1〕

(前略) いずれにしても、南樺太からの引揚げは、前記のとおり、連合軍最高司令部覚書及び対日理事会ソ連代表と連合軍最高司令官代表との間の協定に基づき行われたのであり、また、(中略) 日本口が不法に原告の引揚げの機会を奪ったとする訴状の主張は、明白に事実と反する。

なお、一般に、連合国による日本占領時代、朝鮮人が日本国民とまったく同様には、扱われていなかったことは、「国籍存在確認請求事件」⁽¹⁷⁾ に関する昭和三十六年四月五日の最高裁判所大法廷判決が明らかにしているとおりであり、前記「引揚げに関する基本指令」の付属第一の六においても、朝鮮人は「非日本人」なるカテゴリーに含まれると明記されており、日本国民とは区別して扱われていた。(江川英文・山田鏡一、有斐閣法律学全集 59「国籍法」一〇四頁参照) (後略)⁽¹⁸⁾

大沼の表現を借りるならば、ここには、日本政府がサハリンの「血統的日本人」を日本人と見做していたことがあらわれていると言えよう(大沼 1992, 49-51)。というのも、例えば婚姻によって「朝鮮戸籍」に編入していた邦人女性は、引揚時並びに訴訟当時に施行されていた法律に従った場合に「内地戸籍」から離脱し、平和条約発効後は「日本人」ではなくなったと見做されるべきだからである⁽¹⁹⁾。加えて、妻が夫の国籍に従うことを原則とした旧国籍法⁽²⁰⁾の適用は1950年まで続くが、戦後間もないサハリンでは法改正を待たずに朝鮮人男性と婚姻関係を結んだ邦人女性が多くいたことにも留意するべきであろう⁽²¹⁾。後期集団引揚の時期にあたる、1957年から1959年の引揚船でサハリンから日本へ引揚げた総引揚人員2,345名のうち、厚生省引揚援護局が樺太地区からの「引揚者」であったのは766名である(厚生省援護局 1977, 107)。さらに、「樺太」からの帰還者のうち「日本人引揚者七六六人」、「外国籍の者は、一、五四一人」と表現し、この「外国籍」の構成について「日本婦人に同伴する朝鮮人の夫とその子ども」と記している⁽²²⁾。今回使用した帰還請求訴訟のファイルにおいて、外務省が血統に触れている文言はない。ただし、実態としては、血統によると指摘することが可能な解釈を行っていたと言えよう。

先に述べた旧国籍法(1899-1950年)では、「妻が夫の国籍に従う」という原則とともに、「子は父又は母の国籍に従う」とされている。しかし、子の立場からは、母は父の国籍に従う原則があるので、結局は父の国籍に従うことになる。なおかつ、1950年7月に施行された新国籍法⁽²³⁾でも、1984年の法改正まで日本の国籍法では日本国籍ではない男性と日本国籍の女性の間に生まれた子どもは日本国籍を選択することはできなかった。上述した通り、「日本婦人に同伴する朝鮮人の夫とその子ども」は「外国籍」として数えられ、「日本

婦人」の婚姻による国籍の変化については言及していない。ここでの日本婦人とは、当時の法律上の原則ではなく、大沼（1992）の言葉を借りるならば「血統的な日本人」女性を「日本婦人」と呼称していると言えよう。

こうした、日本側の「国籍」の取り扱いについて考察するにあたり、国籍と密接な関係にある戸籍にも留意する必要がある。[資料 1] で述べられている、朝鮮人は従来、「非日本人」のカテゴリーであったという主張が通れば、平和条約の発効によって日本国籍を喪失したので責務を負わないという国の主張が退けられた際にも、国籍を論拠に出来ると国側が考えていたことが推察される。しかしながら、ここまで論じてきたように、日本政府にとって「日本人」の枠組みとは、必ずしも法に定められた原則に則ったものとは言い難いものであった。即ち、「日本人」と「日本国籍」は時と場合によってその外郭を变形させていたとも換言できるのではないだろうか。それは、日本側からも、そして日本以外の国家からも同様であったと見られる。サハリンからの引揚は、1946 年 12 月に対日理事会ソ連邦代表と連合国最高司令官代表との間で結ばれた、引揚に関する協定に基づき実施されたが、朝鮮人住民はこのとき引揚対象となった「(イ) 日本人捕虜、(ロ) 一般日本人」⁽²⁴⁾ として引揚船に乗船することはかなわなかったのである。そして、国籍も日ソ両国における朝鮮人住民の位置付けも宙に浮いた状態のままサンフランシスコ平和条約が 1952 年に発効し、日本国籍は一方向的に喪失された。この時喪失された国籍は血統に依らず、「朝鮮戸籍」に入っていた者の「日本国籍」が喪失したのである。しかしながら、日ソ国交回復後に行われた集団引揚では、大沼（1992, 49-51, 64-65）も指摘している通り、日本国籍をその時点で有しているか否かで線引きが行われていたわけではなかった。

(3) 個人補償と国籍

(2) では、日本国籍と日本人の範疇が必ずしも法に忠実な形では規定されないまま、引揚が行われてきたことを述べてきた。しかしながら「国籍」は、帰還請求訴訟において被告国が請求棄却を求めた論拠の大きな柱の一つであった。第 4 節にも繋がる以下の [資料 2] からは、日本政府が常に国籍を理由に一貫して帰還を忌避していたとは決して言い難く、また過去の事例に自らあっていることから、国籍の喪失によって責を負わないという主張が崩れることを危惧している側面があったことがうかがえる。なお、当資料の人名は黒塗りの伏せ字となり読み取れなかったため、□で表している。

[資料 2]

4. 台湾人□□□某に対してとられた措置

日本国政府には□□□⁽²⁵⁾ を帰還させ、援護する法的義務は存しなかったが、当時の日台関係を考慮し、法令上の根拠のない行政措置に基づき帰郷旅費援助及び昭和 21 年までの未支給給与の支払を行った。⁽²⁶⁾

そもそも国は、それまでに個別に渡航証明書が発行された際の事例について被告からその発給要件を問われた際、明確なルールがあるわけではないと述べている。

[資料3]

外国人の入国の許否は、当該国家の自由に決定しうることがらであることは、前述したとおりであるが、その許否の裁量に当たっては、単に個人的主観的事情のみならず、国交関係等国際関係及び内政外交政策等客観的事情を総合的に考慮の上個別的に決定されるものであるから、その許否について一義的固定的ないわゆる基準又は要件というようなものは存しないのである。⁽²⁷⁾

[資料3] は、第3回口頭弁論(昭和51年7月12日)に向けて用意された準備書面(二)からの一部抜粋で、原告が、訴訟以前の段階で特例的にサハリンから日本への渡航証明書の発給を受けた事例として金花春ら5名の事例を挙げ、その「発給要件」について問うた際に、被告が準備書面で用意した回答である。「有効な旅券」を所持しない人物が日本へ渡航する際に査証に代えて発給されるのが渡航証明書であるが、これは外務省設置法(昭和26年法律第283号)4条20号による「外務省の権限」に基づき発給が可能となるものであるという⁽²⁸⁾。回答に記載された準備書面(二)自体は入国管理法との関連が深い内容であり、そこに残された手書きのメモからも、これは法務所入国管理局(以下、入管とする)との調整が行われた末に提出されたものであると見られる。原告らの訴えは、出入国、並びにソ連や韓国、北朝鮮との外交関係という問題と深く関わるものであるため、入管と外務省はこの訴訟において欠かせない存在であった。いずれにせよ、帰還請求訴訟において原告も被告も国籍を重視する一方で、渡航証明書の発給は実際のところケース・バイ・ケースであり、被告はそれを回答としたのである。ただし原告は、発給要件と同時に、渡航証明書の発給申請から本邦(日本)への入国までにどのような外交交渉が必要なのかについても釈明を求めている⁽²⁹⁾。これについて、書面(二)における回答は、「外交交渉の必要性は原則としてない」としながらも、日本を「経由して」日本以外の国へ「帰還することを希望している」場合には当該国政府に対し入国を認めることを確認する必要性があるとしている⁽³⁰⁾。ここで想定される当該国政府とは即ち韓国政府になるが、訴訟の起こされた1970年代後半において最も大きな問題であったのは原告の住まうソ連の姿勢であった。これについては第4節にて後述する。

帰還請求訴訟では、原告は日本国籍をすでに喪失しており、「日本人ではない」という主張が被告である国の大きな前提となっている。しかしながら、すでに「日本人ではない」と見做された場合であっても、[資料2]のように「国交関係等国際関係及び内政外交政策」を「総合的に」考慮した結果、渡航証明書の発給並びに帰郷費用、未払い給与の支払いに

応じていた事例がこの訴訟以前に確認されているのである。加えて、これまでに確認してきた通り、外国の旅券を保持する者あるいは無国籍者が日本入国の際に必要な渡航証明書の発給についてもまた、ケース・バイ・ケースで応じていたことが明らかとなった。それでは、原則によらず個々の場合に応じて対応した背景に、「国交関係等国際関係及び内政外交政策」に対する考慮はどのような形で存在していたのだろうか。次の第4節では、いかなる外交上の懸念事項が存在していたのかについて整理していく。

4. 外交上の懸念

すでに玄によって指摘されていることだが、1970年代の韓国では当時国営放送であったKBS（中央放送局）により、「サハリンの同胞へ」を始めとする、共産圏に居住する「同胞」に向けた「尋ね人」番組が放映されるようになった（玄 2013, 125）⁽³¹⁾。ただし、玄も指摘している通り、こうした韓国メディアの動きはソ連を刺激してしまい、かえって帰還を妨げてしまう恐れがあった（玄 2013, 164）。

この懸念は、日本側の資料においても読み取ることができる。例えば、外交史料館に保存されている『韓国関連領事事務（在サハリン韓国人問題（報道等））』（管理番号 2010-4090）には、次のようなメモが残されている。なお、読み取りが困難であった文字は□で表している。

[資料4]

プレスに出ることは対ソ折衝上よくないのではないか。しかりとすればROKの注意□□したらどうか⁽³²⁾

このメモは手書きで、赤色の鉛筆を使用して書かれたものであるが、帰還請求訴訟が起こされる前年である1974年5月18日付の『朝鮮日報』の第一面で、それまでサハリンに残された帰還希望者の一括受入れに否定的であった韓国が方針転換をすると大々的に報じられていたため、これがソ連を刺激するのではないかと懸念していたことを示していると考えられる。こうした韓国メディアの動きに対する日本側の懸念はこのメモに限ったものではない。以下の[資料5]は、1976年6月6日付で起案され、翌々日の8日に外務省から在ソ連大使館宛に送られた電信であるが、ここでもまた、韓国内の報道とこれを受けたソ連の動きについて懸念が示されている。また同資料では、後出の[資料6]とともに、その報道によって外務省が今後の動きを改めて懸念している様子がうかがえる。

[資料5]

4, 5日, 北東アジア課高橋が在京韓国大使館趙書記官^{チョウ}を招致し, 韓国帰国希望者受入れについての韓国政府からの早期回答を促すとともに, 韓国内におけるかかる報道

内容の誤りを指摘し、かかる報道それ自体がソ連の立場を困難なものとし帰還実現に障害となるのではないかと憂慮している旨指摘したところ、先方は引受についての照会に対しては早急に回答するように致したく、また、かかる報道には韓国政府も迷惑しており今後国内でかかる報道がなされないようしかるべく措置致す意向である旨述べていた由。⁽³³⁾

第3節の(2)で渡航証明書の発給に必要な外交交渉について原告が釈明を求めたことに触れたが、被告である国はこれに対し、原則外交交渉はないとしつつも、「日本以外の国」即ち韓国への帰還を希望する場合、韓国政府との交渉が必要となる可能性を回答していた。[資料5]は1976年6月の電信であるため、帰還請求訴訟が起こされてまだ間もない時期の出来事について述べているが、そもそも訴訟が起こされる前段階で、日韓はすでに何年もの間サハリン残留朝鮮人に関して交渉を行っていた。先行研究でも明らかにされている通り、特に「日韓条約」が締結されてからは韓国政府も具体的に動き始めている。韓国政府は日本政府に対してソ連側と交渉を行うよう正式に要請し、日本政府へは帰還希望者7,000名分の名簿を手渡すなどした(玄 2013, 141, 145)。受入れ費用の負担について妥協点を見いだせずいた日韓間の交渉により目途が立とうとしていた1975年11月、日本側がソ連へ交渉を行った結果、「朝鮮半島における唯一の合法政府である北朝鮮」以外の政権が絡む、即ちソ連が認めていない韓国政府が関係するこの交渉は「日ソ間の交渉の対象ではない」として退けられた(玄 2013, 145-151)。そして、奇しくも同年末に帰還請求訴訟が始まったばかりであったため、報道の過熱もあった。なお、[資料6]では、それだけではなく、帰還運動の中心人物であった朴魯学も、問い合わせにより活動に支障をきたしてしまう状態であったことがうかがえる。

[資料6]

1. ソ連がサハリン在住朝鮮人100名に出国許可を与えたという事実の有無につき、当省担当官より朝鮮人の帰還運動を進めている朴樺太^{ボク}抑留帰還韓国人会⁽³⁴⁾会長に照会せしめたところ、同人は在サハリン朝鮮人から何らそのような連絡を受けておらず上記報道を読んだ帰還希望関係者からの照会に迷惑している旨述べていた由。⁽³⁵⁾

また、今回整理した外務省の資料の中には、日弁連(日本弁護士連合会)から派遣された日弁連人権擁護委員会のメンバー(以下、日弁委とする)と外務省職員との間で懇談がもたれた際の記録も含まれている。この時の日弁委側のメンバーは、東京弁護士会所属の川勝勝則、笹原桂輔、東京第二弁護士会の高木健一、鈴木五十三、他事務局員2名という構成であった⁽³⁶⁾。特に、東京第二弁護士会の高木は帰還請求訴訟で弁護を担当したのみならず、その後、80年代後半にサハリンからの一時帰国ないし永住帰国が実現した際には諸手続き

を担当し、自身が日本での受入れ先となる等、サハリン残留朝鮮人の帰還を全面的に支援していた。

会合は、外務省がサハリン在住朝鮮人の国籍・現況をどのように把握しているか、また、実際に折衝を行う権限を持つ外務省がソ連側に向けて具体的にどのような取組みを行っているか、といった内容が中心であった。その中で、日弁委からの問いかけに対し、後半になるにつれ外務省側の答弁は硬いものになっていく。次に引用するのは、懇談記録で末尾に記載されている質疑応答である。

[資料7]

問、(前略) 国連を通じてソ連に働きかけるとか韓国赤十字又は国際赤十字社を通じて北朝鮮側の了解をとりつける方法はないのか？

答、(前略) その後、韓国と交渉し、韓国帰還希望者の引取り問題も解決した。(先方の求めに応じ、現在の進捗状況を説明した上)、日・ソの当事者間で解決できない問題を国連に持ち出しても解決できるとは考えられず、また、赤十字を通じて取組んでいる北鮮帰還日本人妻問題も解決できない現在、本件を新たに提起しても意味がないと考えられる。韓国赤十字が仲介して成功する見込みは全くない。貴方がたが本件問題をぶち壊したいというのであれば別であるが、スムーズに解決したいと考えられるのであれば、本日の懇談内容も含め、本件をプレイアップすることなどにより北朝鮮側の妨害を受けることのなきよう注意することが肝要と考える。当方としても、ソ連が出国を許可した際いつでも帰還できるよう既に入国許可した者については関係省庁とも話し合い迎え入れる態勢を引続きととのえておきたいと考えている。⁽³⁷⁾

この[資料7]では、「本件問題をぶち壊したいというのであれば」という非常に強い表現を使い、メディアによってソ連や北朝鮮の対応が頑ななものとなることへの強い懸念と憂慮を示している。第三者機関を通じた解決を提案した日弁委を非難し、「本件を新たに提起しても」無意味とまで述べている。後年出版された書籍や記事では、帰還運動の当事者・支援者もこの問題が外交・国際関係に大きく左右されることを述べているものの、この時点では国際情勢について外務省と当事者・支援者の間の認識には溝があったことがうかがえる。

先ほどの[資料4]並びに[資料5]においても、韓国内で加熱する報道がかえってソ連の立場を硬直化させるのではないかと危惧が示されているが、これは日本側が、ソ連の友邦である北朝鮮との関係性や、自らの体制にマイナス・イメージを与えかねないというソ連側の懸念を考慮したためであろう。引用は割愛したものの、[資料7]では、残留者問題を「人道問題」の立場から解決することについても言及されていた。日本側は「人道問題」の立場から対ソ折衝の過程でこの問題を解決できないかと対話を試みたものの、ソ連

側はこれに応じず、帰還問題を人道問題として扱うことはできないという姿勢を保ち続けた⁽³⁸⁾。

ソ連の立場からすると、「良い国」であるはずのソ連の在住者が窮状を訴え、西側陣営が「人道的立場」から彼らの出国を要求することは自らの体制を非難する行為とも読み取れ、反ソ・キャンペーンを危惧していたのである。帰還問題が反ソ・キャンペーンへ繋がることへの懸念は、1987年に超党派で結成されたサハリン・韓国朝鮮人問題議員懇談会（議員懇）と政府側で対ソ折衝を行った際にもソ連側担当者から実際に指摘されており、訴訟終盤になってもなお、ソ連側にとってはこれが懸念事項であった（サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 1994, 23）。

第1回口頭弁論の記録の一部である〔資料8〕にある通り、帰還請求訴訟の初期からこの問題が国際的な場に持ち出され、ソ連を刺激することへの懸念が示されている。

〔資料8〕

1) 原告側は、本件を公けにすることを目的としていることが明らかであり、国際的な場に持ち出す可能性は充分にある。その際、対ソ連交渉が増々困難になるのではないかとの印象が残った。⁽³⁹⁾

サハリンへの残留を余儀なくされた朝鮮人が帰還できなかったことについて、被告側の一員である外務省の対応を擁護することはできないが、常に外交上の葛藤を憂慮していたこと自体は、外交関係を管轄する外務省の姿勢としては当然であったとも言えよう。また当時は、帰還請求訴訟が起こされる以前に比べ、「ソ連からの出国」そのものが困難な時期であった。このことについて〔資料7〕で問われた外務省側は、サハリンのオビール⁽⁴⁰⁾が上部の指示を受けていないと述べつつ、サハリン残留朝鮮人問題は日本と話し合う事柄ではないとソ連政府が認識していることを明らかにした⁽⁴¹⁾。

北朝鮮とソ連を「刺激しない」ことを外務省が重要視していた点は、資料からも明らかである。ただし、今後は上に述べた北朝鮮への配慮、反ソ・キャンペーンや体制批判への懸念のみならず、他の要素も考慮して資料の収集と整理にあたりたい。今回使用した一次資料は、外務省が帰還請求訴訟に関してまとめたファイルであるが、帰還請求訴訟の時期を前後して生じていたソ連に関する出来事や事件——1976年の歯舞・色丹島への墓参中止、同年のミグ25戦闘機が函館空港に飛来した事件や日本漁船の拿捕、1979年にソ連が行ったアフガン侵攻やユダヤ人の出国問題等——への言及がほとんど見受けられない。これらの問題は、一部の例外を除いて70年代にサハリンの朝鮮人が帰国を果たせなかったこととの関連性がすでに指摘されているが（大沼 1992, 140-141）、裁判に関するファイルではこれに関する言及はほぼ無いに等しく、上記の事件と関係のあるファイル群にもサハリンの朝鮮人の帰国問題に関する言及は見られない。ただし、黒塗りの頁が非常に多いこと

から、関係する記述の有無については実際のところ不明である。

5. 国籍の弾力的運用の検討

外務省内部では、運動や訴訟によってソ連の態度がかえって硬直化することが懸念事項として存在していた。また、訴訟であるため、当然敗訴となることのないよう答弁の用意を行うわけであるが、その際に作成された、実際の訴訟資料としては使用されていないメモ書きや草稿なども残されている。それによると、国籍についての解釈は、原告の主張を反証するにあたって外務省や国にとって重要な位置付けにあった。1978年4月13日に開かれた第13回口頭弁論では、交代によって新たに裁判官席についた裁判長から、「原告及び被告は互に相手側が理解できる説明を行うよう努めてはいかゞかと思う」という発言があった⁽⁴²⁾。特に国側は、原告らは「未だ日本国籍を喪失していない」「国には原告らを復員させる義務がある」との原告の主張を正しいものと仮定した場合に、どのような手続きが想定されるのかについて、現行の手続きとともに説明することが望ましいとされた⁽⁴³⁾。こうした裁判官の発言を受け、実際に外務省の担当者（記名なし）が個人的ペーパーという形で一応の仮定を行っている。

〔資料9〕

5. 仮に在樺太朝鮮人が日本国籍を喪失していないと想定した場合

(1) 在樺太朝鮮人がサンフランシスコ平和条約第2条(a)項の規定にもかかわらず、未だ日本国籍を喪失していないと解釈することは日本国政府のとり得ぬところであり、また、外国との合意によって成立する国際法形式である条約が背景となる事情を理由として、多義的に解釈されるべきものでないが、あえて、仮に日本国籍を喪失していないと想定した場合には、これらの者は邦人となろう。但し、わが国がこれらの者は日本人であると仮想して取扱わんとした場合でも、ソ連邦政府がサンフランシスコ平和条約との関連で、日本人として扱うことを期待することは困難であり、全く非現実的な考え方であるので実効は予想し難い。⁽⁴⁴⁾

この箇所は、結果的に訴訟で利用されることなく削除された。不要とされた理由は不明であるが、日本国籍が喪失されていないという解釈については「日本政府のとり得ぬところ」と強調しており、また仮に喪失しておらず、日本人として取り扱うことを想定した場合にも、ソ連邦がこれに応じることは「非現実的」という解釈が行われている。

ただし、第13回公判のあった1978年4月13日と同時期に、国会で興味深い答弁があった。1978年4月18日に開かれた参議院外務委員会では、外務大臣であった園田直が、サハリンに残留する朝鮮人の国籍の取り扱いについて次のように述べている。

[資料10]

三大臣の相談では、その場で準日本国籍を持った人として取り扱う。こういう方針はもう決めたわけでありますから、それについてどのように事務的に進めていくかということは三省でただちに検討しているはずでありますから（後略）。⁽⁴⁵⁾

この三大臣というのは、厚生大臣・法務大臣・外務大臣を指し示している。この裁判に深く関わりのある部門として、特に厚生省引揚援護局・入管・外務省内の北東アジア課が挙げられるが、ちょうどこれらの部門の長にあたる三大臣が方針を決めたという回答をしていたのである⁽⁴⁶⁾。園田は「準日本国籍」が具体的にどのようなものであったのかについて、特に定義はしていない。高木（1992）は、サハリンに残留する朝鮮人を準日本国籍を持つ者として取り扱おうとしたことに対して「日本の戦後処理の方法としては画期的なものとなる可能性があり、大きな期待が持たれた」としている（高木 1992, 155）。大沼はこの発言について、「素朴なかたちで表れていた帰還機能としての日本国籍をサハリン残留朝鮮人に認めるという考え」と表現している（大沼 1992, 135）。彼はこの発言をなぜそのように表現したのかについては解説をしていない。ただし、この決定自体は、確かに「祖国籍」（即ち原告らが帰国を望む韓国の国籍）を回復し得ない状況下でのサンフランシスコ平和条約発効であったことを理由に、機能としての日本国籍は残っていると原告側の主張にむしろ近いものであると指摘できよう。

また、園田の発言の意図について推察するために、以下の事例を参照したい。1979年5月31日に開かれた参議院外務委員会では、国際人権規約の批准にあたって参考人がよばれている。この際に、参考人として出席していた弁護士の永石泰子は次のように述べている。

[資料11]

（前略）法務省は、共通法というのを、便宜、朝鮮や台湾と日本との間の準国籍法規というふうに見て処理したのだというふうに言われるのですが、戦前の家制度とか植民地時代の考えに立った法律を根拠とするというのは、憲法を精神を全く無視したものと云わざるを得ません（後略）。⁽⁴⁷⁾

ここに出てくる共通法とは、旧植民地地域と所謂内地との身分移動に際して設けられていたものである。共通法第三條では、「一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去ル」とされている⁽⁴⁸⁾。戦後、サンフランシスコ平和条約発効までの期間に内地戸籍にある者と外地戸籍にある者の間で婚姻関係や離婚、養子縁組などが成立していた場合、その後国籍確認訴訟に発展することがあった⁽⁴⁹⁾。こうした訴訟では、平和条約発効よりも前の1950年7月の段階で新たに国籍法が施行されたこともあり、平和条約を前後する時期までに行われた身分移動において、日本国籍の得喪のタイミングと範囲が問われたこ

とになる。なお、2004年7月8日の最高裁判決では、1950年7月1日の「現行国籍法施行後に朝鮮人男が内地人女の出生した子を認知した場合は、子が内地戸籍から除籍されないから、日本国籍を失わない」とされた(奥田 2020, 100)。この判決では、共通法第三條について「旧国籍法に準じて地域籍の得喪を定めた規定とし、地域籍が国籍に準ずる役割を果たしていた」としている(同上)。なお、地域籍とは朝鮮や台湾等、かつての「外地」における戸籍を指している(大村, 2018, 137-138)。

園田自身が定義を行っていないため、以下は推察の域を出ない。しかしながら、これらの事例から園田の言う「準日本国籍」とは即ち、朝鮮や台湾などの「外地戸籍」にあった人々のうちで帰還が困難になった人々に対し、大沼(1992)や高木(1992)の言う、便宜上の日本国籍の機能を一部認めることを指すものと考えられるであろう。

この園田の発言が興味深いのは、外務大臣が日本国籍を弾力的に運用する可能性を示唆したところ、即ち日本国籍の機能の一部残存を認めることで帰還を実現しようとしたのみならず⁽⁶⁰⁾、訴訟の場では、被告である国の立場として決して日本国籍が存在することを認めていないにも拘わらず、国会答弁では準日本国籍扱いという手法をとることについて「もう決めた」と述べた点である。なお、国会でそれまでの訴訟における日本政府の立場を一転するこの発言があったにも拘わらず、今回使用した外務省の帰還請求訴訟関係のファイルにはこの発言に対する記述が特に見られなかった。そのため、この発言の後、園田と外務省官僚の間、あるいは厚生大臣並びに法務大臣と担当部署との間にどのようなやり取りがあったかは判明していない。そして、このような画期的な発言があったものの、結局この方針が生かされることはなく、具体的な進展は見られなかった(大沼 1992, 134-135; 高木 1992, 154-155)。1979年にはソ連のアフガン侵攻の影響をもろに受け、日ソ関係は冷えこみ、帰国に向けて交渉が大きく進展することはなかった。

6. おわりに

ここまで述べてきたように、外務省が残した「樺太残留者帰還請求訴訟」に関する記録では、外交上の懸念が度々示されていた。外務省がこうした懸念を抱いていたことは、裁判に携わった弁護士、学者、市民運動家等が残した著作においても確かに示唆されてきた。しかしながら、外務省側の記録を改めて辿ることにより、それはただ単に建前や表面上の言い分であったというわけではなく、事態を遅滞させ、時に他の側面で悪影響をもたらしかねない要素として省内でも憂慮されていたことが確認できた。なお、訴訟やその支援団体は70年代後半、それなりの影響力を有していたことも指摘できよう。訴訟で「被告国」は、サンフランシスコ平和条約を根拠に、日本国籍の機能が残っているという原告の立場を一貫して強く否定したが、一方で外務省・厚生省・法務省の三大臣が準国籍の概念を運用しようとしたこともあった。ただし、国際情勢、特にソ連の動きによって一進一退の期間を長く過ごしたことが運動に影響を与え、訴訟に対する弁護団と支援者の関係にも

齟齬が生じていった。

また、国籍やそれまでの戦後補償に関する事例を外務省側も意識しており、今回使用した資料では、国籍確認請求訴訟並びに樺太抑留朝鮮人帰還請求訴訟を起こした在日朝鮮人である宋斗会や、台湾のアミ族出身で、日本軍属であったスニヨン（日本名、中村輝夫）が1974年にモロタイ島から帰還した事例に関するものと見られるメモや記録が散見された。

弁護士や原告にとっても、外務省にとっても、国籍の「取り扱い」は重要な位置付けにあり、外務省にとってはサンフランシスコ平和条約発効による日本国籍の喪失が、帰還請求訴訟で原告の訴えを退けるための重要な根拠であった。一方で、邦人女性の場合婚姻をはじめとする身分移動によって「朝鮮戸籍」に入籍する等、日本国籍を喪失していたとしても「日本婦人」と形容され、引揚援護局からは「引揚者」として認識されていた。また、「サハリンの朝鮮人」に対し個別に発行してきた渡航証明書の発給基準について問われた際には、外交関係を考慮して総合的に判断する、即ちケース・バイ・ケースで行われるというを外務省自らが準備書面として提出していた。

今回検証した資料は、外務省で作成された帰還請求訴訟に関する記録である。「外交的配慮」を優先したことは、外務省にとっては当然の行為である。訴訟の支援者でもあった大沼（1992）や高木（1992）も、日ソ関係や国際情勢の影響が問題解決を阻んだことは指摘してきた。これらの指摘は事実であると同時に、今回整理した外務省のファイルの記述からは、特に第4節で述べた通り、支援者も含めて、自分たちがソ連や北朝鮮の体制や社会を否定しているにとられないように動くことを重要視していた点が読み取れた。ソ連や北朝鮮を刺激しないという考え方自体は、支援者側でも後に共有されることになる。ただし、これもまた第4節で触れたが、ミグ事件やアフガン侵攻の影響について大沼（1992, 140-141）や高木（1992, 158-159）が指摘しているのに対し、帰還請求訴訟のファイルにおいて外務省がこれらの問題に言及していなかったことは興味深い。関係悪化により、そもそも日ソが没交渉となってしまうれば、それは即ちサハリンの朝鮮人の問題についても協議する場を失うことに繋がる。このため、ミグ事件やアフガン侵攻が影響を与えたこと自体は事実と考えられるが、外務省が帰還請求訴訟のファイルで再三指摘していた懸念は、支援者や韓国側の報道、当事者らの言動がソ連の体制や社会を批判しているとソ連側にとられることであった。それらはソ連との交渉を水泡に帰せしめるものだとして、第4節の〔資料7〕の引用のように、時に支援者側を非常に強い口調で非難することもあったのである。

帰還請求訴訟は原告の死亡並びに韓国への永久帰国によって1989年に「訴訟取下げ」という形で幕を閉じる。1980年代末から90年代にかけて大人数の帰国が実現したが、当事者や支援者らの尽力なくして実現し得なかったのは自明である。しかしながら、裁判が最も盛り上がっていた70年代後半、その当事者や支援者らの努力が中々目に見える結果とならなかったのは、冷戦体制の下で国家間の関係性、バランスが優先されたためであると言えよう。ただし、帰還請求訴訟において「原告らが被告国との関係で本邦に帰国すること

のできる地位にあることを確認する」という請求趣旨は、認められないわけではなかったという点がこの訴訟において留意すべき部分である。十数年にわたる長い訴訟の末に、あくまでも原告の死亡と韓国への永住帰国によって請求「取下げ」という形で終結したのであり、請求は退けられていない。この訴訟は国を相手取ったものであり、戦後補償を肯定するか否かという訴訟でもあるため、事実上国が敗訴するという結果を望むのは難しい状況にあった。しかし、日本国籍の機能が部分的にサハリンに残留する朝鮮人に残されているという主張に対し、国は足掛け15年にもわたる訴訟において、勝訴するに足る根拠を提示できなかったとも換言できよう。

【注】

- (1) ただし、三木 (2006) が指摘するように、サハリンにおける朝鮮人住民の人口移動については、日本がシベリアから撤兵した頃より後を前後して、沿海州や北サハリンから「(南) 樺太」への移動があったことも明らかにされている (三木 2006, 102-122)。
- (2) 募集、官斡旋、徴用などによって単身サハリンへ移住した者が多かった。また、募集や斡旋であっても、役場や警察の圧力によって行かざるを得なかった場合や、契約が切れても帰郷を許されなかった事例が見られる (高木 1992, 104-109)。ただし、親族の繋がりを頼ってくる場合など、サハリンへの移動もまたその経緯が多岐にわたることには留意する必要がある (三木 2006, 102-122)。
- (3) 厚生省援護局は朝鮮人男性との婚姻関係を結んだ邦人女性について「国際結婚の日本婦人」と表現しており、「後期集団引揚げ」の「引揚げ総人員は、二、三四五人であるが、このうち引揚げ者は七六六人でその他は日本婦人と国際結婚してこれに随伴して入国した朝鮮人の夫とその家族である」(厚生省引揚援護局 1977, 107) と述べている。なお、「集団引揚げ」には「前期集団引揚げ」と「後期集団引揚げ」がある。前者は1945年から1950年までの期間に行われ、後者はサンフランシスコ平和条約発効よりも後に、主に共産圏に残留していた人々を対象に行われた (厚生省引揚援護局 1977, 84, 103)。
- (4) こうした不法入国疑が度々生じた背景について、当時ソ連において国籍と民族籍は別個のものであり、サハリンに残留を余儀なくされた朝鮮人並びに日本人はまず無国籍者として扱われ、その下位区分として「自己申告」に基づく民族籍「朝鮮」ないし「日本」という区分が行われていたことが日本「入国」時の混乱に繋がったと指摘されている (中山 2019, 205-211)。
- (5) その後、樺太抑留帰還韓国人会と名称を変更し、さらに樺太帰還在日韓国人会と2度名称を改めた (大沼 1992, 48)。
- (6) 「訴状」昭和50年12月1日、『韓国関連領事事務 (在サハリン「韓国人」帰還請求訴訟)』分類番号2010-4095。
- (7) 1983年に「アジアに対する戦後責任を考える会」が結成され、1987年には超党派で「サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会」が設立された。前者は学者、弁護士を中心に結成され、戦後

責任全般を取り扱うことを前提とした組織であったが、停滞期にあったサハリンの運動に力を入れることを意図していた（大沼 1992, 146-149）。その後、なお解決の見通しが立たない帰国問題の現実的な解決を狙い、1987年には超党派で議員懇談会が結成され、国際情勢の変化もあり希望者の帰国が実現した（大沼 1992, 178-179, 185-187, 202-205）。

- (8) 第9回口頭弁論において第5回準備書面が提出され、請求の趣旨が「被告国は原告らを本邦に帰還させること」から「原告らは被告国との関係で本邦に帰国することのできる地位にあることを確認する」ことへ変更された。「準備書面（第五回）」昭和52年6月27日、『韓国関連領事事務（在サハリン「韓国人」帰還請求訴訟）』分類番号2010-4095。

高木は本文中で次のように述べている。原告ら、サハリンの朝鮮人が「日本臣民として、当時の日本領土であった朝鮮の地から日本内地を経てやはり日本領土であった樺太へ強制連行されたものであり、日本には彼らを帰還させる義務があること、戦後サハリンから日本に引き揚げた韓国人には永住権を与えることにしていることなどから、先にあげた人権規約に基づいて原告らは本邦へ帰還できる権利があるとするものである」（高木 1992, 78）。

- (9) 以下を参照。
- ・準備書面（第五回）昭和52年6月27日。注（8）で前出。＊原告側書面。
 - ・準備書面（第五回）昭和52年9月14日、『韓国関連領事事務（在サハリン「韓国人」帰還請求訴訟）』分類番号2010-4095。＊被告側書面。
- (10) 日本国との平和条約（サンフランシスコ平和条約）「第二章 領域 第二条（a）」（「政治条約名称：日本国との平和条約」外務省条約検索 <https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php> [最終閲覧：2021年3月29日]）。
- (11) 注（9）に同じ。
- (12) 注（9）の原告側書面。
- (13) 同上。
- (14) なお、ソ連、北朝鮮ともに国籍の取得を迫ったことも背景にあった（朴 1990, 55-59）。
- (15) 注（9）の原告側書面。
- (16) 同上。
- (17) 昭和10（1935）年に朝鮮人男性と「内地人女性」の間に婚姻関係が結ばれたが、平和条約発効後にこの二人は離婚した。この女性が、「元来」日本人である女性の日本国籍が喪失されていないことの確認を求めて訴訟を起こした。しかし、女性が婚姻によって朝鮮戸籍に入り、朝鮮人となったまま平和条約発効を迎えたため、外国人の妻となって日本国籍を喪失した場合と同等とされ、昭和36（1961）年に訴えは斥けられる（「最高裁判所判例集」事件番号：昭和30（オ）890，事件名：国籍確認請求，裁判年月日：昭和36年4月5日，法廷名：最高裁判所大法廷，裁判種別：判決，結果：棄却 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=53529 [最終閲覧：2021年6月23日]）。
- 国籍確認を請求する訴訟は今日まで度々起こされている。外務省側が度々名前を挙げていた在日朝鮮人である宋斗会もまた、自身の日本国籍は喪失されていないとして、日本国籍の確認を求めて1969年に訴訟を起こしている。なお、宋斗会は国籍確認請求以外にも、本稿で取り扱っている「樺太残留者帰還請求訴訟」とは別に昭和49（1974）年に「樺太抑留朝鮮人帰還請求訴訟」

(ただし原告の当事者適格なしで却下) を起こしていたこともあり、外務省側の記録には、これらの前例よりも弁護団を結成した本格的な本訴訟を憂慮していると思われる記述が残されている(「権太在任朝鮮人の帰還問題」1976年1月9日、北東アジア課『韓国関連領事事務(在サハリン「韓国人」帰還請求訴訟)』分類番号2010-4095。横書きの罫紙に手書きで一行おきに記載)。

(18) 外務省「亜北合第348号 公信日付 昭和51年2月18日」『韓国関連領事事務(在サハリン「韓国人」帰還請求訴訟)』分類番号2010-4095。なお、原文で「国」を「□」と略字表記してある箇所が散見され、本稿では引用に限り「国」を「□」と表記する場合がある。原文は縦書きの罫紙に手書きで、添削の跡が多く残る。頁番号は欠。

(19) 本籍ないし地域籍転属不自由の原則の例外が家族法上の身分行為による地域籍の変動であり、朝鮮戸籍に入籍した内地人は内地戸籍から除籍され、朝鮮戸籍令の適用を受けた(大村2018, 137-138)。

(20) 法律第六十六号「国籍法」明治三十二年三月十五日。

第五條 外國人ハ左ノ場合ニ於イテ日本ノ国籍ヲ取得ス

一 日本人ノ妻ト爲リタルトキ

第十三條 日本ノ国籍ヲ取得スル者ノ妻ハ夫と共に日本ノ国籍ヲ取得ス

第十八條 日本ノ女カ外國人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ日本ノ国籍ヲ失フ

(「国籍法・御署名原本・明治三十二年・法律第六十六号」国立公文書館デジタルアーカイブ

https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F0000000000000017794 [最終閲覧:2021年4月13日])。

(21) 帰還運動の中心人物であった朴魯学とその日本人妻である堀江和子は1946年にサハリンで結婚している。ただし、韓国に妻がいる状態で、朴はサハリンに残留を余儀なくされ新たに結婚したため、重婚の状態となった。サハリンの朝鮮人男性と邦人女性の婚姻(あるいは現地のロシア人女性との婚姻)ではこうした事例が少なくない。

(22) 厚生省援護局1977, 186。なお、「日本人引揚者766名」及び「外国籍の者1,541名」を合計しても、総引揚人員2,345名とはならず、いずれにも該当しない38名が存在する。これについて厚生省は、「戦後渡航の者」が38人いたと説明している。ただし、引揚者の内訳表を確認すると、「抑留漁夫等」の項目があり、この項目に該当する者が38名と記載されている。このため、戦後渡航とは主にサハリン近海でソ連に拿捕された漁船に乗船していた漁業従事者等と考えられる(厚生省援護局1977, 107-108, 186)。

(23) 法律第四百七号「国籍法」(昭和25[1950]年5月4日公布)より一部抜粋。

第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。

三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

(「国籍法 昭和25年法律第147号」e-Gov法令検索

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000147> [最終閲覧 2021年3月14日])。

(24) 注(18)に同じ。

- (25) 言及されている内容、時期から 1974 年にインドネシアのモロタイ島で発見され、台湾に帰還した中村輝夫こと Suniuo (漢名, 李光輝) と推察される。中村を含めた台湾出身の帰還兵については、河崎眞澄による関係者や当事者への聞き取りを中心とした書籍 (河崎 2003) 等がある。
- (26) 「メモ 53. 4. 28 (厚生省援護局調査課河本事務官より)」『韓国関連領事事務/在サハリン韓国人問題/帰還請求訴訟』分類番号 2016-0197. 原文は外務省の横書きの罫紙に手書きで、標題と本文とのあいだに一行の空白行、本文は二行に一行の割合で空白行がある。
- (27) 「準備書面 (二) 昭和 51 年 7 月 6 日」『韓国関連領事事務 (在サハリン「韓国人」帰還請求訴訟)』分類番号 2010-4095. 頁番号は欠。
- (28) 同上。
- (29) 同上。
- (30) 同上。
- (31) こうした動きは KBS の「サハリンの同胞へ」に限らず、『韓国日報』の「離散家族捜し」や『ソウル新聞』と KBS による共同キャンペーンが展開され、海外宣教の一環でアジア地域にて放送を行っていた極東放送や亜細亜放送が「共産圏居住同胞」の手紙の中継地となるなど、様々なメディアに広がっていった (玄 2013, 165)。
- (32) 「主管文書取扱要領 件名：サハリン在住朝鮮人の送還問題, アジア局北東アジア課, 昭和 49 年 5 月 21 日」『韓国関連領事事務 (在サハリン韓国人問題 (報道等))』分類番号 2010-4090. 引用文中の「ROK」は Republic of Korea の略語。
- (33) 「外務省電信案 第 919 号 件名：カラフト在住朝鮮人問題, 在ソ連大使あて外務大臣発, 転 在韩国大使あて, 昭和 51 年 6 月 8 日」『韓国関連領事事務 (在サハリン韓国人問題 (報道等))』分類番号 2010-4090, 3-4 頁。
- (34) 後に「樺太帰還在日韓国人会」と改称される。
- (35) 注 (33) 前掲資料, 2 頁。
- (36) 「サハリン在住朝鮮人の帰還問題について 52. 7. 28 北東アジア課」『韓国関連領事事務/在サハリン韓国人問題/帰還請求訴訟』管理番号 2016-0197, 2 頁。
- (37) 同上, 7-8 頁。本文は外務省の横書きの罫紙に手書きで、二行に一行ずつ空白行がある。
- (38) 同上, 5 頁。
- (39) 「樺太残留者帰還請求事件第 1 回 口頭弁論に出席 報告 1976. 2. 20 北東アジア課」『韓国関連領事事務 (在サハリン韓国人問題 (報道等))』分類番号 2010-4090, 「3. ア北担当官の感想」11 頁。外務省の横書きの罫紙に手書きで、二行に一行ずつ空白行がある。
- (40) OVIR (ОВИР) は Отдел виз и регистра́ции иностранных гра́ждан (Otdel viz i registratsii inostrannykh grazhdan) / Office of Visas and Registration の略語で、「外国人ビザ登録部」。
- (41) 注 (38) 前掲資料, 4 頁。
- (42) 「樺太残留「朝鮮人」帰還請求事件 第 14 回口頭弁論資料の提出について 53. 5. 10 北東アジア課」『韓国関連領事事務 (在サハリン韓国人問題 (報道等))』分類番号 2016-0197, 頁番号なし。外務省の横書きの罫紙に手書きで、二行に一行ずつ空白行がある。
- (43) 同上。
- (44) 「東京援護局の必要とする資料のラインを知るための個人的ペーパー」『韓国関連領事事務/在

サハリン韓国人問題/帰還請求訴訟』管理番号2016-0197, 7頁。外務省の横書きの罫紙に手書きで、二行に一行ずつ空白行がある。下線は原文通り。

- (45) 『^{第14回}国会 参議院外務委員会会議録第十五号』昭和53年4月18日, 23頁。
(「第84回国会 参議院 外務委員会 第15号 昭和53年4月18日」[発言番号191 園田直] 国会会議録検索システム
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=108413968X01519780418¤t=2> [最終閲覧:2021年3月24日])。
- (46) 同上
- (47) 『^{第17回}国会 参議院外務委員会会議録第十四号』昭和54年5月31日, 16頁。
(「第87回国会 参議院 外務委員会 第14号 昭和54年5月31日」[発言番号050 永石泰子] 国会会議録検索システム
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=108713968X01419790531¤t=1> [最終閲覧:2021年3月24日])。
- (48) 『官報』第千七百九號, 大正七年四月十七日, 419頁「法律第三十九號 共通法」。
第三條 一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去ル
一ノ地域ノ法令ニ依リ家ヲ去ルコトヲ得サル者ハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス
陸海軍ノ兵籍ニ在ラサル者及兵役ニ服スル義務ナキニ至リタル者ニ非サレハ他ノ地域ノ家ニ
入ルコトヲ得ス但シ徵兵終決處分ヲ經テ第二國民兵役ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス
(「官報.1918年4月17日」国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/2953822/3> [最終閲覧:2021年4月14日])。
- (49) 以下の判例が挙げられる(奥田2020, 97, 100)。
- ① 1950年7月1日に現行国籍法が施行された後に, 内地人女の出生した子を朝鮮人男が認知した場合, 子は内地戸籍から除籍されず, 日本国籍を喪失しないとした2004年7月8日の最高裁判決。
- ② 1935年に朝鮮人男との婚姻関係を結んだことにより朝鮮戸籍へ入籍した内地人女が, 1952年11月5日に確定した離婚判決を届け出たところ, 平和条約の発効により日本国籍を喪失しているため不受理となった。このため, 国を相手に国籍確認訴が起こされた。結果的に, 平和条約の発効によって原告は日本国籍をすでに失っており, 離婚の確定は平和条約発効後であるため, 日本国籍を喪失している状態が変更されることはないとされた1961年4月5日の最高裁大法廷判決。
- これら以外にも, 国籍確認について多数の判例が存在する。
- (50) 大沼は「日本政府全体の立場は, サハリン残留朝鮮人問題を日本の戦後責任の問題としてとらえるには程遠いもので, 園田外相の答弁に素朴なかたちで表れていた帰還機能としての日本国籍をサハリン残留朝鮮人に認めるといふ考えも, まともに検討しようとしなかった」(大沼1992, 134-135)としている。

〔参考文献〕

〔一次資料〕

外交史料館蔵

『韓国関連領事事務（在サハリン韓国人問題（報道等））』管理番号 2010-4090

『韓国関連領事事務（在サハリン「韓国人」帰還請求訴訟）』管理番号 2010-4095

『韓国関連領事事務/在サハリン韓国人問題/帰還請求訴訟』管理番号 2016-0197

〔二次資料〕

新井佐和子（2016. 4）『サハリンの韓国人はなぜ帰れなかったのか：帰還運動にかけたある夫婦の四十年』草思社文庫（単行本初刊は草思社，1998年1月）。

^{あらが}蘭 信三・川喜田敦子・松浦雄介編（2019. 12）『引揚・追放・残留：戦後国際民族移動の比較研究』名古屋大学出版会，

伊藤孝司（1991. 8）『写真記録 樺太棄民：残された韓国・朝鮮人の証言』ほるぷ出版。解説：高木健一。

大沼保昭（1992. 7）『サハリン棄民：戦後責任の点景』中公新書，中央公論社。

大村芳昭（2018. 9）『涉外戸籍・国籍法研究』成文堂。

奥田安弘（2020. 6）『国際家族法：準拠法・手続法・国籍法・戸籍法・入管法』第2版，明石書店。

河崎眞澄（2003. 3）『還ってきた台湾人日本兵』文春新書，文藝春秋。

厚生省援護局（1977. 10）『引揚げと援護三十年の歩み』。

国際法事例研究会（2016. 3）『戦後賠償』日本の国際法事例研究（6），ミネルヴァ書房。

斎藤元秀（2018. 1）『ロシアの対日政策』上（帝政ロシアからソ連崩壊まで），慶応義塾大学出版会。

サヴェーリエヴァ，エレナ／小山内道子訳（2015. 11）『日本領樺太・千島からソ連領サハリン州 1945年-1947年』成文社。

サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編（1994. 2）『サハリン残留韓国・朝鮮人問題と日本の政治：議員懇談会の七年』サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会。

下斗米伸夫（2017. 2）『ソビエト連邦史 1917-1991』講談社学術文庫。

高木健一（1992. 7）『サハリンと日本の戦後責任 増補改訂版』凱風社（初版は1990年2月）。

中山大将^{たいしょう}（2019. 2）『サハリン残留日本人と戦後日本：樺太住民の境界地域史』アジア環太平洋研究叢書3，国際書院。

^{ヒョンムアン}玄武岩（2012. 3）「サハリン残留韓国・朝鮮人の帰還をめぐる日韓の対応と認識：一九五〇～七〇年代の交渉過程を中心に」，今西一編著『北東アジアのコリアン・ディアスポラ：サハリン・樺太を中心に』小樽商科大学出版会，166-205。

玄武岩（2013. 2）『コリアン・ネットワーク：メディア・移動の歴史と空間』北海道大学出版会。

^{パクヒョング}朴亨柱（1990. 12）『サハリンからのレポート：棄てられた朝鮮人の歴史と証言』民講社編，御茶の水書房。

^{まさふみ}三木理史（2006. 5）『国境の植民地・樺太』塙選書，塙書房。

吉岡誠一著／小池信行監修（2018. 6）『国籍の得喪と戸籍実務の手引き：取得（出生・届出・帰化）

／選択／喪失』日本加除出版。

[Web]

「国籍法・御署名原本・明治三十二年・法律第六十六号」国立公文書館デジタルアーカイブ

https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F0000000000000017794

「官報 1918 年 4 月 17 日」国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2953822/3>

「国籍法 昭和 25 年法律第 147 号」e-Gov 法令検索

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000147>

「日本との平和条約」外務省条約データ検索

<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php>

「最高裁判所判例集 昭和 30 (オ) 890 国籍確認請求事件」

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=53529

「第 84 回国会 参議院 外務委員会 第 15 号 昭和 53 年 4 月 18 日」国会会議録検索システム

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=108413968X01519780418¤t=2>

「第 87 回国会 参議院 外務委員会 第 14 号 昭和 54 年 5 月 31 日」国会会議録検索システム

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=108713968X01419790531¤t=1>